

知的財産

提出日:平成 18 年 1 月 27 日

提出先:産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会

平成 18 年 1 月 27 日

産業構造審議会  
知的財産政策部会  
商標制度小委員会御中

日本機械輸出組合  
知的財産権問題専門委員会  
委員長 外川 英明

### 「商標制度の在り方について」(案)に対する意見

日本機械輸出組合は、わが国の機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。

さて、この度、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会におかれまして、「商標制度の在り方について」(案)に対する意見を募集しておりますことに鑑み、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

#### 記

##### ・小売業等の商標の保護の在り方

小売業・卸売業に係る商標をサービスマークとして登録を可能とすることに賛同致します。

小売業なる概念が多種多様の業態を含むこと、ならびに商品商標が当該商品の販売に係る出所表示標識としても機能することに鑑み、取引者・需要者が明確に権利範囲を把握でき、かつグローバルな商取引にも対応しうる合理的な役務表示を要望いたします。

商品商標あるいは小売業に係る役務商標との間の調整については出所混同の虞がある場合のみこれを回避できるような審査・運用の枠組みが妥当と考えますが、前提として必要以上に商標選択の幅を狭めることのないよう商標法第 3 条第 1 項柱書きの規定の実効性ある運用を検討すべきと考えます。

## **・権利侵害行為への「輸出」の追加**

模倣品対策強化の政策として妥当であり、推進を要望いたします。

## **・刑事罰の強化**

模倣品対策強化の政策として妥当であり、推進を要望いたします。

## **・著名商標の保護の在り方**

周知・著名商標保護につき、防護標章制度は一定の役割を果たしているものの類似商標には効果が及ばない等、十分な保護が得られているとは言えません。

不正競争防止法の保護の在り方を踏まえつつ、非類似の商品・役務への商標権の禁止的効力の拡大について検討を進め、十分な保護強化を図ったうえで、防護標章制度を発展的に廃止する方向での検討を要望いたします。

## **・審査の在り方について**

### **1. コンセント制度について**

混同を生じる虞を当事者の判断に委ねることの是非、職権による調整で生じる審査遅延等を考慮し、現段階での導入は反対いたします。導入要望の背景にある「類否判断において取引の実情が十分に反映されていない状況」を解消すべく、判断の指針である「類似商品・役務審査基準」の見直し及び取引の実情を参酌できる仕組みの検討を要望いたします。

### **2. 審査事項と手続の在り方について**

「異議待ち審査制度」は、ウォッチングに伴うコスト負担、権利の安定性・確実性の減少等ユーザーにとって受忍し難いデメリットが生じるため、導入には反対いたします。

## **・その他**

### **1. 商標の定義**

現行法条文における文理上の意味は、社会通念上の意味と相違しており、裁判例においては既に確立しているとは言え、法文の本来的な目的・役割からも明確な規定が足りずべきと考えますので、更なる検討の継続を要望いたします。

### **2. 商標の「使用」の定義**

罪刑法定主義の観点から侵害判断に係る「使用」の定義を個別具体的に規定する必要性等は理解できるものの、取引の形態の変容・創成に即応できないところもあるため、更なる検討の継続を要望いたします。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401

電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455